破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３４号
山形県長井市十日町１丁目５番39号
債務者　小口　　保
1　決定年月日時　平成29年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第５９４号
さいたま市緑区東浦和２丁目38番地10、旧住所さいたま市見沼区大字中川535番地３　坂本荘
債務者　長野　　等
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５９５号
埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮297番地８
債務者　大谷　直義
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６１４号
さいたま市緑区大字中野田1313番地３
債務者　飯田美祐喜
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６３４号
さいたま市緑区大字大間木1774番地３
債務者　松下　正寿
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６４７号
さいたま市中央区大字下落合1006番地　アーバンハイツ与野１―404号
債務者　佐々　一隆
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６７６号
埼玉県川口市並木３－３―13　木本マンション302号室、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野６丁目13番地23
債務者　高橋　一光
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５０号
埼玉県草加市清門１丁目383番地９　プチアベニュー201号
債務者　角山　正栄
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
埼玉県草加市清門１丁目383番地９　プチアベニュー201号
債務者　角山ふさい
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
埼玉県比企郡吉見町大字中曽根84番地３
債務者　秋山　一弘
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３４０号
千葉市花見川区幕張町５丁目252番地32　スピアージア101号
債務者　上野　昌希
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４４４号
千葉県船橋市北本町１丁目４番12号　シェラセイワ103号
債務者　古川　勝久
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４４６号
千葉県市原市島野1883番地１
債務者　高田　昭彦（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４６３号
千葉県八千代市高津東４丁目６番地13　サンドミール102
債務者　駒井　慎也
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５４３号
千葉県市原市辰巳台西１丁目６番地８
債務者　青木　優子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５５６号
千葉県船橋市海神５丁目１番15号
債務者　松本　暁子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６３号
群馬県高崎市乗附町1837番地１　ビューグランドＢ棟　206号、前住所川崎市幸区小倉３丁目29番21号　ファミール新川崎Ｂ　101
債務者　光延　智子（旧姓眞杉・宮森）
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係